

保険診療と自由診療の違いと示談について

保険診療と自由診療

交通事故等に遭い、医療機関で治療を受ける場合、「交通事故なので保険証は利用できない。自由診療になります。」と言われる場合があります。しかし、実際には、保険証を使用した保険診療とするか、自由診療にするかは本人が選択できます。

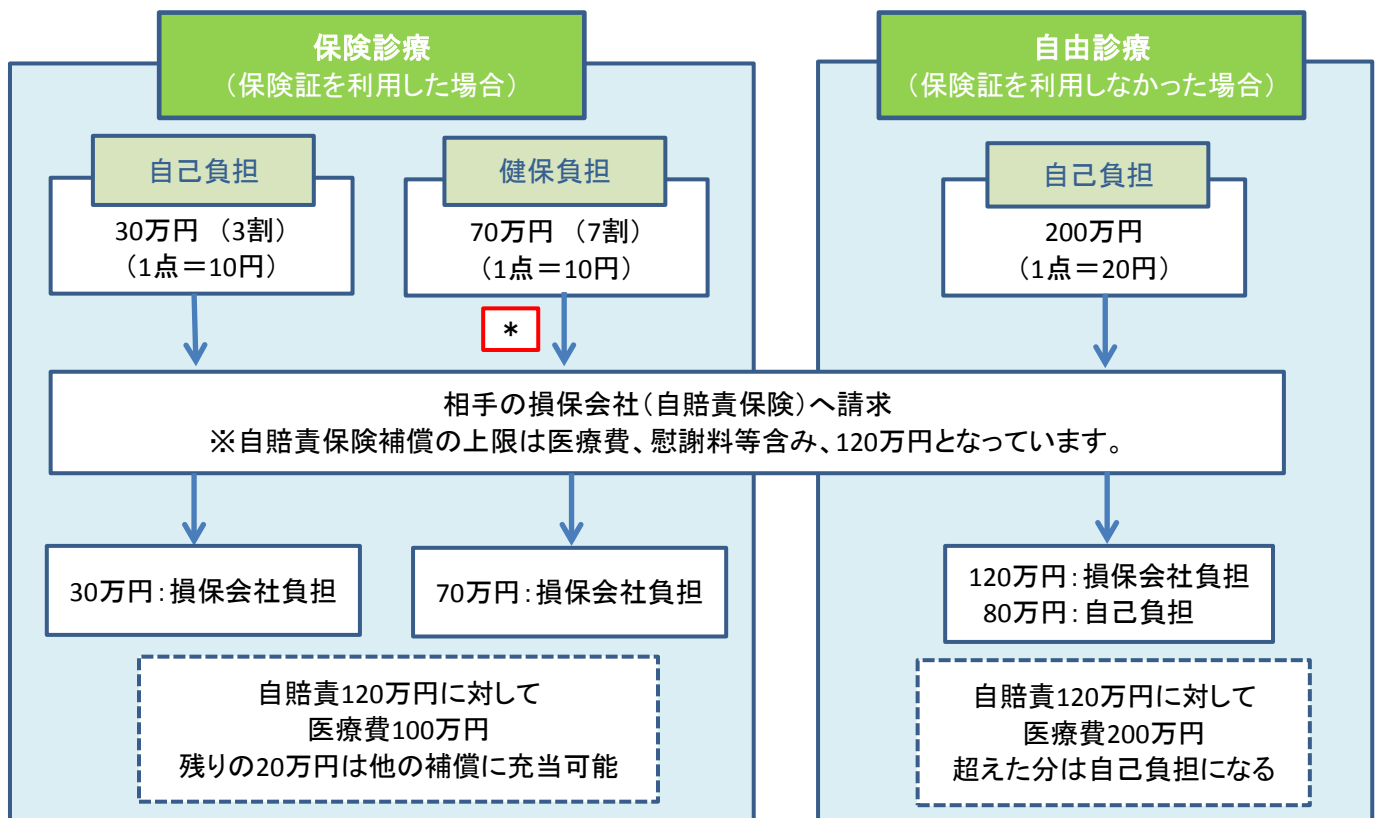
それでは保険診療と自由診療はどこが違うのでしょうか？

医療は点数制になっており、保険診療では1点が10円と定められています。一方、自由診療では、医療機関により異なりますが、1点が20円～30円で設定されるため医療費が保険診療に比べて高額になる場合があります。

交通事故では、過失割合に応じて医療費は相手側の自賠責保険（強制保険）に請求できますが、自賠責保険の補償の上限は120万円ですので、これ以上の額を請求しても補償されません。

「保険診療」「自由診療」それぞれの場合における費用の流れは以下ようになります。

この例ではわかりやすく医療の点数は100,000点、過失割合は10対0（相手側にすべて過失がある）としています。



【保険診療を選択した場合の注意点】

- ① 保険診療を選択した場合、当健保へ「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。
- ② 加害者と示談を結ぶ場合は、必ず事前に当健保へご連絡ください。
示談されますと、上の図の「*」の部分の請求が当健保から相手側の損保会社に行えなくなります。場合によっては、被害者の方に返納していただくことになります。